

京都市告示第352号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である財団法人京都市都市整備公社から、有料供用時間について次のとおり申請があったため、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、これを承認します。

平成23年12月26日

京都市長 門川 大作

駐車場名	期 間	変 更 有 料 供 用 時 間	現 行 有 料 供 用 時 間
京都市嵐山 観光駐車場	平成23年 12月29日から 同月31日まで	午前0時から 午後12時まで	午前0時から 午後12時まで (12月29日から 同月31日までを除く。)

(建設局土木管理部自転車政策課)